

第21期 第36回 筑前海区漁業調整委員会議事録概要

1. 日 時 令和2年12月16日(水) 13時59分～14時51分
2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)
3. 出席者
筑前海区漁業調整委員会 委員10名
4. 臨席者
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 4名
福岡県農林水産部水産局水産振興課 1名
筑前海区漁業調整委員会事務局 3名
福岡県水産海洋技術センター 1名
福岡県漁業協同組合連合会 1名
5. 議題及び議決内容
 - (1) 令和3年上期土石採取計画について(協議)
(説明)
漁業管理課から資料1に基づき、令和3年上期(1月から6月まで)の土石採取当初計画について説明がなされた。
(主な質疑や意見)
特になし
(審議結果)
「採取区域内であっても、砂等を採取する場合は漁業に対する影響を最小限にするよう十分に留意していただきたい」という意見をつけて、やむを得ないとして原案のとおり承認された。
 - (2) しいら漬け漁業の調整に関する覚書について(協議)
(説明)
漁業管理課から資料2に基づき、以下の説明がなされた。
・覚書記載の「沖島東端から6マイル点の行使については、福岡・山口両県が原則として3ヶ年交代行使する。」に従い、「令和3年から令和5年までの3年間については山口県が行使する。」に変更することになる。この内容で響灘連合海区漁業調整委員会に臨みたい。
(主な質疑や意見)
特になし
(審議結果)
原案のとおり承認された。
 - (3) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について(協議)
(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、現行どおりの内容で覚書を更新する案で、響灘連合海区漁業調整委員会に臨みたい旨が説明された。

(主な質疑や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり承認された。

(4) 福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示について

(協議)

(説明)

事務局から資料4に基づき、原案の内容で委員会指示を発出したい旨の説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することが、承認された。

(5) 一本釣りに使用する集魚灯(LED)に係る委員会指示について(協議)

(説明)

事務局から資料5に基づき、従来通り1年間の更新期間で委員会指示を発出したい旨の説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することが、承認された。

(6) 福岡粕屋地区及び糸島地区における浮きを利用した釣りの制限に関する委員会指示について(協議)

(説明)

事務局から資料6に基づき、原案の内容で委員会指示を発出したい旨の説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することが、承認された。

(7) その他

福岡県連合海区漁業調整委員会について(報告)

①福岡県資源管理方針の制定

②県知事許可漁業について

③海区漁業調整委員会規程について

(説明)

事務局、漁業管理課から資料7に基づき説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

